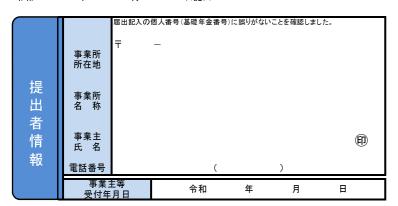


国民年金 第3号被保険者関係届



令和 年 月 日提出



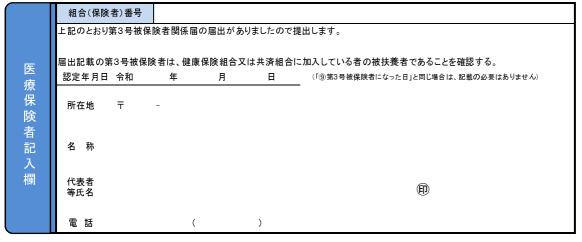




届出内容に応じて、該当・非該当(変更)のいずれかを〇で囲み、記入してください。



健康保険証の発行元に確認を受けてください。 ※届書記載の配偶者が協会けんぽ加入者の場合は、確認不要です。



この届書は、以下の場合に提出していただくものです。

- ・健康保険組合または共済組合・国民健康保険組合に加入する第2号被保険者の配偶者が国民年金第3号被保険者に該当した場合
- ・すでに健康保険・船員保険の被扶養者となっている配偶者が、20歳到達により国民年金第3号被保険者に該当した場合
- ・健康保険の任意継続中のため、配偶者の健康保険被扶養者とならず、国民年金第3号被保険者にのみ該当した場合
- ・国民年金第3号被保険者の収入が基準以上に増加したことによって扶養から外れた場合
- 配偶者である第2号被保険者と離婚した場合
- ・海外居住の方が海外特例要件に該当または非該当となる場合

・この届出では、国民年金第3号被保険者にかかる資格取得·種別変更·種別確認(3号該当)·資格喪失·死亡の届出、氏名·生年月日·性別 の変更(訂正)の届出、被扶養配偶者非該当、海外特例要件該当・非該当の届出をすることができます。

次の場合は別様式での届出となりますのでご注意ください。

全国健康保険協会管掌の健康保険の届出を同時に行う場合→『健康保険被扶養者(異動)届・国民年金第3号被保険者関係届』

記入方法

< A. 配偶者欄(第2号被保険者)>

①氏名 氏名は住民票に登録されている氏名を記入してください。フリガナはカタカナで正確に記入してく<u>ださい</u>

年号は該当する番号を〇で囲んでください。生年月日は右図のように記入してください。 個人番号または基礎年金番号を記入してください。 ②生年月日 _Б 6 3 0 0

4)個人番号

個人番号または基礎年金番号を記入する場合は、記入する番号を確認した上で記入してください。 [基礎年金番号] 基礎年金番号を記入する場合は、10桁

左詰めで記入してください。海外在住や短期在留等により個人番号がない方は、基礎年金番号(10桁、左詰め)を記入してください。

④「個人番号[基礎年金番号]」欄に個人番号を記入した場合は、住所の記入は不要です。 ⑤ 住所 基礎年金番号を記入した場合は、必ず住民票の住所を記入してください。

<B. 第3号被保険者欄> ①~④、①は必ず記入してください。また該当の場合は⑤~①を、非該当・変更の場合は⑥~⑤を記入してください。 海外特例要件該当の場合は⑤~⑥を、海外特例要件非該当の場合は①~⑩を記入してください。

第3号被保険者が配偶者(第2号被保険者)を通して、事業主にこの届書を提出する日付を記入してください。20歳未満または60歳以上の方は第3号被保険者には該当しませんので、ご注意ください。氏名は住民票に登録されている氏名を記入し、押印してください。自署の場合

は押印不要です

なお、氏名の記入は必須となりますが、本人署名(または押印)は、事業主が第3号被保険者の届出意思を確認し、例「備者」欄に「届出

意思確認済み」と記載することで省略が可能です。

該当する番号を○で囲んでください。内縁関係にある場合は、「3. 夫(未届)」「4. 妻(未届)」のいずれかを○で囲んでください。 ③性別(続柄) 4個人番号

個人番号または基礎年金番号を記入してください。

個人番号または基礎年金番号を記入する場合は、記入する番号を確認した上で記入してください。基礎年金番号を記入する場合は、10桁・ 左詰めで記入してください。海外在住や短期在留等により個人番号がない方は、基礎年金番号(10桁、左詰め)を記入してください。 郵送物の宛名等について、通称名での登録を希望する場合は住民票に登録された通称名を記入してください。 [基礎年金番号]

⑥外国人通称名

フリガナはカタカナで正確に記入してください。

⑦住所

配偶者(第2号被保険者)と同居または別居のどちらかを〇で囲んだうえで、住民票の住所を記入してください。 ※住民票の住所と別の住所に通知書の送付を希望する場合、「国民年金第3号被保険者住所変更届」に別送先を記入して本届書と併せて提

出してください。

※海外居住者については、郵送物が届く国内における協力者住所(親族、第2号被保険者の勤務先住所等)を方書も含めて記入してくださ い。なお、⑭「備考」欄には、第3号被保険者の海外住所を記入し、国内協力者が親族の場合は国内協力者の氏名及び第3号被保険者との続

柄を図<例1>のように記入してください。

⑨第3号被保険者 第3号被保険者に該当した日を記入してください。20歳到達により第3号被保険者に該当した場合は、20歳になる誕生日の前日を記入

になった日 ⑫第3号被保険者

してください。 死亡の届出の場合は死亡日の翌日を、それ以外の場合は非該当になった日を記入してください。死亡の届出の場合、①「氏名」欄に第3号 でなくなった日

が保険者の氏名を記入し、(望「備考」欄に届出者(第2号被保険者)の氏名を記入してください。 ※海外居住中、海外特例要件に該当しなくなったときや離婚等により被扶養配偶者でなくなったときなどには第3号被保険者ではなくなり

ますので、①「第3号被保険者でなくなった日」欄および③「理由」欄(「6.その他」に理由)を記入してください。 第3号被保険者等の氏名・生年月日・性別に変更(訂正)がある場合は、非該当(変更)を○で囲んでください。 変更(訂正)前の情報と変更年月日は図<例2>のように記入してください。 ② 第2000 第20000 第2000 第2000 第2000 第20000 第2000 第2000 第2000 第2000 第2000 第20000

14備考

なお、個人番号をお持ちの方は氏名および生年月日の変更の届出は不要です。

15 海外特例要件 海外居住者が海外特例要件に該当した日を記入してください。

に該当した日 ① 海外特例要件 <u>海外居住の第3号被保険者が、海外から転入</u>して引き続き第2号被保険者である配偶者に生計を維持されているときなどには、<u>海外特例要件に該当しなくなったことの届出が必要です。</u>海外から国内に転入したときは転入日(日本に住所を有することになった日)を記入してください。なお、海外居住中に海外特例要件に該当しなくなったときは、⑫「第3号被保険者でなくなった日」欄に記入してください。 に非該当となった日

<医療保険者記入欄>

認定年月日 扶養認定日が⑨「第3号被保険者になった日」と相違する場合のみ記入してください。

代表者等氏名 代表者等氏名の押印は、署名(自筆)の場合は必要ありません。 14) コクネン サンコ 国年 三子 変更年月日 令和元年6月1日 備

3

海外住所:0000

00000000 国内協力者:国年

変更前氏名

海外居住の第3号被保険者の方へ:

海外居住時の海外特例要件に該当する第3号被保険者の方は、海外居住中、[海外特例要件に該当しなくなったとき][配偶者である第2号被保険者が資格喪失をしたとき][当該第2号被保険者に生計を維持されなくなったとき]などには、第3号被保険者の資格喪失の届出が必要です(なお、資格喪失後も引き続き海外居住する場合20歳以上65歳未満の日本国籍を有する方は国民年金に任意加入が可能です)。また、日本に住所を有したときや海外特例要件の事由を変更したときにも届出が必要です。

添付書類

■ 医療保险者の共義認定がされていたい提合は、以下の法は書類が必要です

と派 体験者の1人長齢とかでれているい場合は、次下の旅刊者類が必要です。	
ア. 退職により収入要件を満たす場合	退職証明書または雇用保険被保険者離職票のコピー
イ 失業給付受給中、または受給終了で収入要件を満たす場合	雇用保険受給資格者証のコピー
ウ. 年金受給中の場合	現在の年金受取額がわかる年金額の改定通知書等のコピー
エ. 自営(農業等含む)による収入、不動産収入等がある場合	直近の確定申告書のコピー
オ. 上記イウエ以外に他の収入がある場合	イウエに応じた書類および課税(非課税)証明書
カ. 上記ア〜オ以外	課税(非課税)証明書

以下の続柄に該当する場合は添付してください

内縁関係にある両人の戸籍謄(抄)本 被保険者世帯全員の住民票の写し等 配偶者と内縁関係にある場合

※提出日からさかのぼって90日以内に発行されたものであること。

※「所得税法の規定による控除対象配偶者・扶養親族」で事業主の証明がある方は、原則として添付書類の添付は不要です。(個別のケースによっては、提出をお願いする場合があります。) ※障害年金、遺族年金、傷病手当金、失業給付等非課税対象の収入がある場合は、受取金額の確認ができる通知書等のコピーが別途必要です。 ※医療保険者の扶養認定がされていない場合で「海外特例要件」に該当するときは、上記書類に併せて海外特例要件に該当していることを証する書類の添付が必要です。

詳細は、日本年金機構ホームペ で確認くださ

個人番号(マイナンバー)により届出する際の本人確認

1八田子 (ヤイ) ノスト り居田 する (水の 本人) (味の もの) (ます。第3号被保険者が事業主(船舶所有者)・共済組合において、マイナンバーか本人のものであることの確認と届書の提出を行う者が正当な番号の持ち主であることの確認を行う必要があるため、マイナンバーカード(個人番号カード)を届書に添付してください。1 で届書を提出する場合は、マイナンバーカードの表・裏両面のコピーを添付してください。1 ・配偶者(第2号被保険者)が第3号被保険者の代理人として届書を事業主(船舶所有者)・共済組合に提出するときは、第3号被保険者のマイナンバーカードの裏面のコピーンはマイナンバーが確認できる書類のコピー、及び代理権の確認ができる委任状態2を添付してください。1 ・マイナンバーカードをお持ちでない方は、以下の①および②の書類を添付してください。1 ・マイナンバーカードをお持ちでない方は、以下の①および②の書類を添付してください。

① マイナンバーが確認できる書類:通知カード、個人番号の表示がある住民票の写し ② 身元(実存)確認書類 : 運転免許証、パスポート、在留カードなど

※2:B.第3号被保険者欄①氏名欄の「※届書の提出は配偶者(第2号被保険者)に委任します□」の□に√を付すことにより、委任状の添付を省略することができます。 ※事業主(船舶所有者)・共済組合において本人確認を行った後の確認書類は、届書に添付して日本年金機構に提出する必要はありません。